小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「計画」を「一般廃棄物処理計画」に改める。

第31条第1項中「前条の規定により定めた計画」を「前条第1項に規定する一般廃棄物処理計画」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(技術管理者の資格)

- 第31条の2 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、 上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、 1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又は これらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修め て卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年 勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門

学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学 工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年 勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科 を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第32条第1項中「持ち出す等第30条の規定により定められた計画」を「排出する等第30条第1項に規定する一般廃棄物処理計画」に改め、同条第2項中「持ち出しておく」を「排出する」に改める。

第32条の3の次に次の2条を加える。

(収集又は運搬の禁止等)

- 第32条の4 市長及び市長が指定する者以外の者は、第30条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 第21条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(小平市行政手続条例の適用除外)

第32条の5 前条第2項の規定による命令については、小平市行政手続条例(平成8年 条例第14号)第3章の規定は、適用しない。 第44条第2項中「第30条」を「第30条第1項」に、「計画」を「一般廃棄物処理 計画」に改める。

第51条第2項中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改め、同条第3項第2号中 「市長が定める処理計画」を「第30条第1項に規定する一般廃棄物処理計画」に改め、 同項第4号ア中「第7条第3項第4号イからチまで」を「第7条第5項第4号イからヌま で」に改める。

第68条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の 次に次の1号を加える。

(2) 第32条の4第2項の規定による命令に違反した者

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第68条の改正規定は、同年 7月1日から施行する。